

受講生各位

LEC 東京リーガルマインド
不動産鑑定士事業本部

「2019 肢別行政法規 上巻」中の誤植の訂正について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

「2019 肢別行政法規 上巻」におきまして、下記の訂正が発生致しました。深くお詫び申し上げますとともに、お手数をおかけ致しますが、下記を参照の上、訂正の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

2019 肢別行政法規 上巻		
頁・No	誤	正
288 頁 No40 問題文	<u>不動産鑑定業者は、毎年一回一定の時期に、過去 1 年間における事業実績の概要を記載した書面等の書類を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</u> 29-3-ニ	<u>不動産鑑定業者は、過去 1 年間における事業実績の概要を記載した書面や事務所ごとの不動産鑑定士の変動を記載した書面を公衆の閲覧に供さなければならない。</u> 29-3-ニ ※ 全問題文差替え

今後このような不備が生じないよう、スタッフ一同努力してまいりますので、どうか宜しくお願い申し上げます。

末筆になりますが、受講生の皆様の不動産鑑定士試験合格を、LEC 不動産鑑定士事業本部一同、心よりお祈り申し上げます。

敬具



FU19176